

# 第6回三木市・吉川町合併協議会

平成16年8月26日(木)

様式第1号(第7条関係)

会 議 録

会議の名称	第6回三木市・吉川町合併協議会		
開催日時	平成16年 8 月 26 日( 金 ) 開 会 午後1時30分 閉 会 午後4時37分		
開催場所	三木市立教育センター		
議長氏名	加古房夫		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
会議事項	1 議 題	2 会議結果	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり		
会議資料	第6回協議会会議資料 1式		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成16年9月27日		署名委員 中 井 昭 八 郎 印 中 久 保 通 彦 印	

第6回三木市・吉川町合併協議会出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
1号委員	三木市	加 古 房 夫	
	吉川町	岩 波 勉	
2号委員	三木市	森 本 吉 治	
	吉川町	永 塩 崇	
3号委員	三木市	西 垣 秀 美	
	吉川町	田 中 修 身	
4号委員	三木市	井 川 隆 雄	
		和 泉 藤 枝	
		岡 田 保	欠
		小 河 壯 太	
		中 井 昭 八 郎	
		西 田 博 之	
		西 本 凱 昭	
		宮 脇 史 郎	
		安 福 恵 子	
	吉川町	大 西 俊 昭	
		大 前 政 博	
		亀 井 美 鈴	
		高 橋 早 弓	
		中 久 保 通 彦	
		西 原 雅 晴	
		西 山 利 幸	
		藤 田 芳 明	
	吉 田 ・ 規		
	共 通	櫛 笥 享 夫	
顧 問	共 通	鷲 尾 弘 志	欠

三木市・吉川町合併協議会幹事会等出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
幹 事	三木市	澤 田 頼 男	
		井 本 智 勢 子	
		網 谷 喜 明	
		告 野 衛 治	
		小 山 久 男	
		小 西 利 隆	
	吉川町	香 下 利 忠	
		長 谷 川 義 雄	
		岸 本 良 仁	
		小 俵 健	
上 北 隆 昭			
税分科会長	三木市総務部税務課長	真 嶋 信 幸	
税分科会長	吉川町税政担当参事	藤 田 正 利	
健康福祉部会長	三木市健康福祉部長	清 水 静 夫	
総務・人事分科会長	三木市総務部総務課長	井 上 達 夫	
人権・同和分科会長	三木市健康福祉部人権尊重推進室長	奥 野 保	
人権・同和分科会	三木市健康福祉部総合隣保館長	村 上 正 文	
人権・同和分科会	三木市教育委員会人権教育推進室長	大 東 太 郎	
人権・同和分科会	吉川町住民生活課長	吉 本 孝 好	
人権・同和分科会	吉川町教育委員会生涯学習課係長	輔 信 文 万	
選挙分科会	三木市選挙管理委員会書記長	藤 田 剛	
財政・管財分科会	三木市総務部財政課長	大 西 浩 志	
建設分科会	吉川町土木・用地担当参事	岸 本 正 敏	
住民生活部会長	三木市市民生活部長	西 台 利 正	
交通・防犯・環境分科会長	三木市生活安全課長	西 岡 伸 泰	
農林分科会長	三木市農業振興課長	加 藤 久 勝	
産業経済部会副会長	吉川町地域振興課長	衣 笠 美 好	

上水道部会長	三木市水道部長	井上常實	
水道分科会	三木市水道部総務課長	森本敏	
水道分科会	三木市水道部工務課長	井上猛	
水道分科会	三木市水道部営業課長	中居利夫	
上水道部会副会長	吉川町上下水道課長	清水茂樹	
建設部会長	三木市建設部長	中井達實	
下水道分科会長	三木市下水道課長	森本薫	
	三木市議会事務局長	生田俊博	
	吉川町議会事務局長	森本幸三	
	三木市企画政策課長	藤原良一	

### 三木市・吉川町合併協議会事務局出席者名簿

区分	団体名	氏名	出席
事務局	局長	小谷政行	
	次長兼 総務係長	藤田均	
	計画係長	梨原正純	
	調整係長	廣岡喜人	
	調整係主任	山本佳史	
	総務係主任	廣井愛邦	
	計画係主任	岩崎英也	

# 第6回三木市・吉川町合併協議会会議結果概要

と き 平成16年8月26日(木) 13:30~  
ところ 三木市立教育センター 大研修室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名 中井委員、中久保委員

## 4 議 事

### (1) 協議事項

- |        |                                  |    |
|--------|----------------------------------|----|
| 協議第25号 | 地方税の取扱いについて                      | 承認 |
| 協議第26号 | 一般職の職員の身分の取扱いについて                | 承認 |
| 協議第27号 | 各種事務事業(情報公開)の取扱いについて             | 承認 |
| 協議第28号 | 各種事務事業(納税関係)の取扱いについて             | 承認 |
| 協議第29号 | 各種事務事業(人権(同和)対策関係事業)<br>の取扱いについて | 承認 |
| 協議第30号 | その他必要な事項の取扱い(その1)について            | 承認 |
| 協議第31号 | 住民説明会について                        | 承認 |

### (2) 提案事項

- |        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 提案第32号 | 一部事務組合等の取扱いについて                   |
| 提案第33号 | 各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その2)につ<br>いて |
| 提案第34号 | 各種事務事業(農林水産関係事業)の取扱いについて          |
| 提案第35号 | 各種事務事業(水道事業)の取扱いについて              |
| 提案第36号 | 各種事務事業(下水道事業)の取扱いについて             |
| 提案第37号 | 新市建設計画について                        |

## 5 その他

### 第7回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 9月 2日(木) 午後1時30分より  
会 場 三木市立教育センター 大研修室

### 第8回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 9月27日(月) 午後1時30分より  
会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

### 第9回三木市・吉川町合併協議会の日程について (追加日程)

日 時 10月14日(木) 午後1時30分より  
会 場 三木市立教育センター 大研修室

## 6 閉 会

<p>小谷事務局長</p>	<p>開会 午後 1 時30分</p> <p>それでは、ご案内の時間がまいりましたので、ただいまから第 6 回三木市・吉川町合併協議会を始めさせていただきたいと思いをます。</p> <p>会議を始めるに当たりまして、会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
<p>加古会長</p>	<p>皆さんこんにちは。今もお話ございましたように、もう第 6 回の三木市・吉川町合併協議会を開催させていただいたわけですが、委員の皆さん方には大変お忙しい中、また、残暑厳しい中、お繰り合わせご出席をいただきまして本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、皆さん方におかれましては、このごろ毎日のようにテレビはオリンピックで大はやりと、また、応援もされておると、こういうようなことがあって、何かテレビを見ておりますとメダルラッシュのような感じもするわけですが、考えてみると、まだ余り東京オリンピックと変わらないと、このようなことも言われるところでございまして、いろいろなことがまだまだ喜ぶばかりではいかんのかなという思いもするわけでもございます。</p> <p>そういったことではございますが、本日の協議会におきまして、事務調整等々もさせていただき、次の提案もさせていただくこと、こういうふうにしております。また、10月には住民説明もできることならやっていきたいと考えておりますので、どうかひとつ新しい新市の建設計画等々も十分とお聞きいただき、また、ご意見を承りたいと、このように願ってきているわけでございます。</p> <p>前の協議会でご提案させていただいておりますものを主体にご審議を煩わすわけですが、よろしくご審議、決定を賜りますことをお願い申し上げ、一言初めに当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、早速ではございますけども、会議の進行につきまし</p>

<p>加古議長</p>	<p>て、議長の方より進めていただきたいと思います。よろしくお      申し上げます。</p> <p>それでは、まことに申しわけございませんが、会議の進行をさ      せていただきますので、よろしくご協力のほどお願いをいたします。</p> <p>では、本日の出席委員の数でございますが、一応25名中24名の      出席と、こういうことになっておりますので、定足数は達してお      るということでございますから、会議は成立いたします。</p> <p>ただいまより第6回三木市・吉川町合併協議会を開催いたします。</p> <p>早速、日程に従って議事録署名委員のご指名をさせていただきます      ですので、よろしくご了承のほどお願いいたします。本日の会議録      署名委員には、三木市の中井昭八郎委員、吉川町の中久保通彦      委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、まず協議第25号の地方税の取扱いについての協議を行      います。</p> <p>協議第25号の説明を事務局からいたします。事務局、よろしくお      願ひします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議の方の説明をさせていただくわけでございます      けども、冒頭ちょっとお願いがございます。</p> <p>それぞれ机上に資料を配付させていただいておりますけども、      本日の資料の中に一部訂正をお願いする箇所が出てまいってお      ります。その点について先にご説明をさせていただきたいと思      います。</p> <p>3箇所出てまいっております。</p> <p>まず1つ目は、最初の項目でございます協議第25号の地方税の取      扱いのうち2ページのところでございますけども、吉川町の現況の      ところで、個人住民税、(2)の税率のところ「市民税」とい      う表記をしておりますけども、これは吉川町の方でございますので      「町民税」が正しいものでございます。そこを訂正させていただ      いております。</p> <p>2点目は、資料2枚目つけさせていただいておりますけども、提</p>

案第33号のところで、各種事務事業（保健衛生関係事業）の取扱いのうち47ページでございますけども、その調整の具体的内容の説明の欄でただし書きをしておりますけども、「平成16年度中に見直しを行う」というふうにしておりますけども、そこに「県制度の変更に併せて」という文字を追加記入させていただいております。

また、3つ目は提案第34号 各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いのうち53ページでございますけども、3番の国営東播用水土地改良事業のうち（2）の資格喪失に伴う実費負担金、いわゆる転用決裁金のところで、吉川町の方で括弧書きで一般転用、公共転用と一つのくくりにしておりましたが、それぞれ別の取り扱いとなっておりました。

したがいまして、53ページでは一般転用部分だけとなります。公共転用部分は54ページのところで別書きで全額減免というふうに訂正をさせていただいております。

それでは資料はお配りをしているとおりが正しいものでございますので訂正をさせていただきたいと思っております。また、それぞれのところでもう一度ご説明申し上げますので、そのところをお願い申し上げます。

また、もう一つ色刷りの資料をお配りいたしておりますけども、これは新市建設計画の方で一部色塗りをした部分が、ちょっと色のぐあいが悪い点がございました。それで今回差しかえをさせていただきたいと思っております。また、それもその都度説明をさせていただきます。

それでは本題の方に移らせていただきたいと思います。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

協議第25号でございます。地方税の取扱いについては、次のとおりとするをいたしまして、1で個人住民税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

	<p>2つとして、法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。法人市民税の法人税割については、平成18年2月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。</p> <p>3として、固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。</p> <p>4として、軽自動車税の税率については、現行のとおりとし、納期及び減免制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。</p> <p>5として、入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除規定については、吉川町の制度に統一する。</p> <p>6として、都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整するとするものでございます。</p> <p>次の2、3ページをお開きいただきたいと思います。具体的な調整に入ります。</p> <p>まず、個人住民税の税率でございますが、(1)の税額の基準、(2)の税率、(3)の税額控除、また(4)の定率控除におきましては両市町において違いがなく、(5)の納期が異なっております。三木市では各納期で月の17日から月末まで、吉川町は月の1日から月末までとなっております。吉川町におきましては、月の1日からとなっておりますが、納付書の発送が月の中旬ごろとなっております、実態といたしましては、ほぼ三木市の期間と同じとなっております。</p> <p>そこで調整内容は、税率については、現行のとおりとし、納期については、実態にあわせて三木市の納期に統一し、平成18年度から実施しようとするものでございます。</p> <p>次に3ページの2の法人市民税につきましては、(1)の均等割額(税率)について、両市町において違いはなく、現行のとおりと</p>
--	--

するものでございます。

また、(2)の法人税割額(税率)において違いがございます。税率については、近隣各市におきましても三木市と同じ14.7%となっております。また、多くの町では吉川町と同じ12.3%としております。

調整案といたしましては、合併により吉川町区域も市の区域となりますので、合併特例法第10条の規定を適用して、合併後も不均一課税とし、平成18年2月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する提案となっております。

次の3番の固定資産税につきましては、(1)の税率は両市町におきましても違いはございませんが、(2)の納期が異なっております。納期につきましては、個人住民税と同じく実態にあわせて、平成18年度から三木市の制度に統一しようとするものでございます。

次に4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

4ページの軽自動車税につきましては、(1)の税率につきましては両市町において違いはございません。現行のとおりとするものでございます。(2)の納期と(3)の減免に違いがございます。納期につきましては固定資産税第1期の後の5月、また減免の申請につきましては納期限までとする、いずれも三木市の制度に平成18年度から統一しようとするものでございます。

次に入湯税につきましては、現在、三木市及び吉川町にございませぬ温泉を利用される方が対象となりますが、(1)の税率につきましては、両市町において違いはございません。(2)の課税免除に違いがございます。

そこで調整案につきましては、入湯税の税率につきましては、現行のとおりとし、課税免除規定につきましては、老人福祉施設への利用も予想されております吉川町の制度に統一しようとするものでございます。

<p>加古議長</p>	<p>次に6番の都市計画税でございますけども、三木市では課税区域を指定し徴収が行われていますが、吉川町では区域の定めがなく、課税対象区域がございません。</p> <p>調整につきましては、合併後、新市において総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整することといたしております。</p> <p>なお、6ページから9ページには関係法令、また、10ページ、11ページには先進事例を掲載いたしております。</p> <p>以上で協議第25号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>協議第25号の説明が終わったわけでございます。ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言がないようでございますので、採決をいたしたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第25号 地方税の取扱いにつきましては、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>挙手全員でございます。それでは、協議25号 地方税の取扱いにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございます。</p> <p>それでは次に、引き続きまして協議第26号 一般職の職員の身分の取扱いについてご協議をお願いします。</p> <p>では、協議第26号の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第26号につきましてご説明をいたします。</p> <p>資料の12ページをお開きください。</p> <p>協議第26号 一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとするといたしまして、1として、吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐ。ただし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化</p>

に努める。

2としまして、吉川町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、三木市の職員との均衡を考慮し、公正に取り扱うとするものでございます。

次に13ページをお開きいただきたいと思えます。

ここでは一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、市町村合併の特例に関する法律いわゆる合併特例法によりまして、合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員として身分を保有するように措置しなければならないとなっております。

したがいまして、吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐことになり、職員数につきましては、新市において合併当初に職員増となるため、新三木市の適正な職員数を定めるなど、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めようとするものでございます。

給与、その他の身分につきましても公正に取り扱うことが求められておりますことから、吉川町の一般職の職員と三木市職員との均衡を考慮し、公正に取り扱うことにいたしております。

13ページには両市町の正規の職員数で、現在、三木市が1,007名、吉川町121名となっており、合併すると、現段階では1,128名の職員数となります。

14ページには職名及び一般行政職の地位別職員数について、次の15ページには給与関係としまして、初任給、各種手当など、また16ページには一般行政職の平均給与、経験年数ごとの平均給与月額をあらわしております。

また、17ページから19ページには法令と先進事例を掲載いたしております。

以上で第26号の内容につきまして説明を終わらせていただきま

<p>加古議長</p>	<p>す。</p> <p>ありがとうございました。説明が終わりましたので、ご質問なり、またご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
<p>大前委員</p>	<p>吉川町の大前です。</p> <p>新市における定員適正化計画、こういった多分委員会ができるかと思うんですが、大体合併と同時にできるのか、それとも前もってつくられるのか、それが合併して後に考えると、そういった具体的なことがわかればお教えいただければと思います。</p>
<p>澤田幹事長</p>	<p>幹事長の澤田でございます、私の方から。</p> <p>職員の身分保障につきましては、今も事務局長から説明をいたしましたとおり、法律でその身分が保障されるということになってございます。また、職員の場合は地方公務員、定年制がございまして、これは民間の企業のような形で合理化ということはできないわけでございます。</p> <p>三木市におきましては、もう従前から行政改革を実施いたしております、その中には人員の整理計画というのを盛ってございます。しかしながら、合併をいたしますと、それを即そのままやっていくということではできません。</p> <p>したがって、今申し上げましたように、職員の定年等の動向を十分調査いたしまして、それを組み込んだ定員適正化計画ということになろうと思います。また、勤奨も任意の制度を持っておりますので、こういうものも当てはめながら適正な人員になるように、ある程度、中長期的にやっていくことが必要であろう、このように思っておりますので、合併以降、そういうことについて計画を立てていきたい、こういうことでございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでしたら採決をお願いいたしたいと存じます。</p> <p>では、お諮りいたします。</p> <p>協議第26号 一般職の職員の身分の取扱いにつきまして、原案に</p>

<p>加古議長</p>	<p>賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、協議26号 一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>次に、協議第27号 各種事務事業（情報公開）の取扱いについてのご協議をお願いいたします。</p> <p>では、協議第27号の説明を事務局よりお願いいたします。</p> <p>それでは協議第27号についてご説明を申し上げます。</p> <p>資料の20ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第27号 各種事務事業（情報公開）の取扱いについては、次のとおりとするといたしまして、情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度に統一するものがございます。</p> <p>次、21ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>三木市、吉川町ともに現在情報公開制度といたしまして、三木市では三木市公文書公開条例、また吉川町では吉川町情報公開条例が制定されております。いずれの条例の目的もほぼ同じ趣旨でございます。内容的にも大きな違いはございません。</p> <p>ただ、情報公開手数料におきまして違いがありまして、三木市は有料、吉川町は無料となっておりますが、事務手数料は有料とし、コピー代金につきましては、定額の三木市の料金を採用することなど、この情報公開制度につきましては、合併時に三木市の制度に統一しようとするものがございます。</p> <p>次に2番の個人情報保護制度につきましては、吉川町において制定されておられません。より適正な取り扱いの確保のため、制定しております三木市の制度を適用しようとするものがございます。</p> <p>22ページには関係法令、先進事例を掲載いたしております。</p>

<p>加古議長</p>	<p>以上27号の内容につきまして説明を終わらせていただきます。</p>
<p>西山委員</p>	<p>ただいまの説明に対しまして、ご質問、またご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>吉川町の西山です。</p> <p>三木市にございます個人情報開示手数料、1件当たり300円でございますが、個人情報開示、どの範囲の個人情報が開示をされているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。</p>
<p>加古議長</p>	<p>説明願います。</p>
<p>澤田幹事長</p>	<p>担当の総務課長からご説明いたします。</p>
<p>井上</p>	<p>三木市の総務課長の井上でございます。</p> <p>今現在のところ、この条例に基づく請求の件数はゼロ件でございます。</p>
<p>澤田幹事長</p>	<p>どんな内容。どういうものか、個人情報保護条例の内容。</p>
<p>井上</p>	<p>これにつきましては、実施機関の方で職務上作成しました、あるいはまた取得した文書、そういった関係の書類、それから図面、写真等でございます。</p>
<p>西山委員</p>	<p>もう一つわかりにくいんですが。</p>
<p>加古議長</p>	<p>300円もらうんは、どないしたら300円もらうのという意見や。</p>
<p>西山委員</p>	<p>そうではないんですが、もっと単純に私たちが考えますと、個人情報ですから、これまたまずないと思うんですが、多分Aさんの生年月日がわかってしまうんだとか、そんなばかなことないと思うんですが、そういった個人情報まで範囲が出てるんかなと思って、単純に考えてしまうんです。ですから、ちょっとわかりにくい部分があるんかなと。片一方で保護しながら、片一方で、どれを開示してるんかなというものです。</p>
<p>加古議長</p>	<p>開示しているのは、今出ているように住所、生年月日、性別、これはみんな開示しておりますさかいに、そんなんに300円もらうことはしません。だから、300円もらうのは、何を開示したら、この300円もらうのかということですから、請求があったときに。</p>

<p>澤田幹事長</p>	<p>ちょっと不十分な説明で。</p> <p>三木市の場合は公開条例と、それから個人情報の2つの制度でやっているわけですが、個人情報につきましてはプライバシーにかかるものであって、自分が開示を求める場合ですね、個人情報で。例えば学校関係における内容においても、公開はできない、ほかの人はそれは見られないけども、自分に関する情報については請求をすることができるというのがあります。税についてもそういうものがございいますから、その個人情報ということでございいます。この2本立てて情報管理をやっております。</p>
<p>西山委員</p>	<p>個人のは、わかりました。それはわかりました。</p> <p>今市長が言われた生年月日なんかわかるんですか、他人の。これはわからんわけでしょう。</p>
<p>加古議長</p>	<p>それはわかります。公開は皆、それはできます。個人の姓名と性別と生年月日と住所のこの3つは自由です。</p>
<p>西山委員</p>	<p>私の勘違いでしょうか。他人の個人情報がわかるという意味じゃないって、私は思ったんですが。</p>
<p>加古議長</p>	<p>それはもう住民票でみんな出てもうとんのさかいに。</p>
<p>澤田幹事長</p>	<p>市長が申し上げましたのは、公開ができる範囲については、これが見れるということでございいますから、例えば選挙人名簿でも閲覧ができる。もう住民登録の関係につきましても閲覧ができるということになっておりますので、その手続をきちっととれば、それは知ることができる。ただ、その目的がそぐわないようなものであれば、これは窓口で拒否するというのもきちっと定められております。しかし閲覧によって、正規の手続をとって見ることができるということでございいます。</p>
<p>西山委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>和泉委員</p>	<p>9月の敬老月間に吉川町の方は長寿番付ですか、それはことしも出されるそうですけど、三木市は個人のプライバシーの問題が生まれて出せなくなったんです。やめましょかということになったんで</p>

<p>大前委員 和泉委員 加古議長 和泉委員</p>	<p>すけど、吉川はことしも出すとおっしゃってました。三木市と一緒に になったら出せませんかでしょうね、今度はね。</p> <p>今回が最後かわかりません。</p> <p>そうですね。もう結構です。</p> <p>説明して。</p> <p>説明はよろしいわ。合併したら、もう出せなくなるんじゃない かなというところを言ったんです。統一するとなればね。別に答え はよろしいです。</p>
<p>澤田幹事長</p>	<p>ちょっと見解だけ私の方から申し上げますか。</p> <p>確かに昨年度から三木市におきましては、今まで住所、それか ら年齢ということと名前とを発表しておりました、長寿番付という こういう表をつくりましてですね。</p> <p>しかし、去年の段階で大分論議がありまして、最近の情勢の中 でこれを悪用するようなことが出てきておるわけですね。意図的に そういう悪用されていることがございますから、やはり年齢も個人 のプライバシーにかかるのではないかと。今まではそれほど厳密に やってなかったということがございますけども、それがそういうこ とにならないようにということで、より慎重に配慮したというこ とでございますから、吉川町の方で、そこまでしなくても大丈夫だ ということであれば、それはしてはいけないという法律的なことでは ございませんので、まだされてないかもわかりませんが、そう いうだんだんと個人情報、プライバシーというものが厳しくなっ てきているという現状を踏まえて、三木市では、それをもうやめよ うということを決められた、こういうふう存じております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>今もお話したように、全国一律に住所と氏名と性別と生年月 日は個人情報じゃないと、こうなるわけ。それで住民基本台帳が一 本化したわけですからね。だから、それはどこでも、他人でもと ろうと思ったらとれるわけですよ、その分については。それがいろん</p>

	<p>な見方で悪用されるという、この部分でちょっと遠慮しようかという非消極的な格好になっているのがその問題で、法的に言えば、今申し上げたように4つが公開されたって何にも物の言いようがないということなんです、法的にはね。</p> <p>住民基本台帳に載っている住所そのものについては、何ら差し支えないし、性別も構わない、生年月日もだれが聞いたって構わないということで、生年月日もしかりね。だから、それで年齢の番付ができるという可能性はあるということです。</p>
和泉委員	<p>一人一人の名称がもらわんと出せないということになってますんでね。</p>
加古議長	<p>それは、その言いよる方がおかしいぐらいです。</p>
和泉委員	<p>言いよる方が。</p>
加古議長	<p>そういうように、よりそんな方向へ持っていこうとしよる方がおかしいかもわからん。</p>
和泉委員	<p>それはおかしいんですけどね、何かそれを言われると、やっぱり無難な方向に流れようとするからやめましょかということになったわけですね。そういうことです。</p>
大前委員	<p>物騒な世の中ですから。</p>
和泉委員	<p>そうです。それで最初は施設に入っている人、施設名を載せておったんですよ、住所のところをね。それはやめようと。そして住んでいる住所にしようと、こうしたんですけど、また、そうやってきて、やっぱり情報どこで寄せてきたとか、いろいろ難しい問題も出てきたようで、無難な方向でことしからやめましょうとなったんです。市長さんにも了解をいただきました。</p>
加古議長	<p>やめるのにだめや言われへんもんな。そやし、より積極的に出してくれ言われるなら出すような方法も考えるけども、やめる言うてくるんやったら、もうそれでよろしいがないうことですわ。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでしたら、この27号につきまして採決をさせ</p>

<p>加古議長</p>	<p>ていただきたいと存じます。</p> <p>協議第27号 各種事務事業（情報公開）の取扱いについて、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成でございますので、協議第27号 各種事務事業（情報公開）の取扱いにつきましては、原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。</p> <p>次に協議第28号 各種事務事業（納税関係）の取扱いについての協議をお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>28号の説明を事務局よりお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第28号についてご説明を申し上げます。</p> <p>資料の23ページをお開きください。</p> <p>協議第28号 各種事務事業（納税関係）の取扱いについては、次のとおりとするといたしまして、吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金）については、平成18年度から廃止とするものでございます。</p> <p>24ページをお開きください。</p> <p>三木市の方では収税の早期確保、また自主納税意識の高揚といった制度創設時の一定の目的が達成されたということで、また、市県民税ではサラリーマンは利用できないなどの税負担の公平性の見地から問題があるということなどから平成16年度から廃止をいたしております。</p> <p>吉川町では、現在、個人住民税及び固定資産税の納期前納付いわゆる報奨金について制度がございますが、三木市と同様に、住民税につきましてはサラリーマンが利用できないということ、また固定資産税も含めまして資金的に余裕のある人しか利用できないこと、税負担の公平性の見地から問題があるということで、平成18年度から廃止しようとするものでございます。</p>

<p>加古議長</p>	<p>25ページには関係法令、先進事例を掲載いたしております。</p> <p>これで協議第28号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいまの28号についてのご質問、またご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言がないようでございますれば、採決をいたしたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第28号 各種事務事業（納税関係）の取扱いにつきましては、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員挙手でございます。</p> <p>よって、協議第28号 各種事務事業（納税関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>次に、協議第29号 各種事務事業（人権（同和）対策関係事業）の取扱いについての協議を行います。</p> <p>内容につきまして事務局から説明を願います。</p> <p>それでは、協議第29号についてご説明申し上げます。</p> <p>資料の26ページをお開きください。</p> <p>協議第29号 各種事務事業（人権（同和）対策関係事業）の取扱いについては、次のとおりとするといたしまして、1に人権尊重まちづくり基本計画については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>2として、人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>3として、人権教育指導専門員・指導員については、合併後1年以内に三木市の制度に統一する。</p> <p>4として、人権啓発イベントについては合併時に三木市の制度に統一する。</p>

5として、人権・同和教育協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。

6として、隣保館については、現行のとおりとする内容でございます。

次、27、28ページをお開きください。

27ページでは、人権尊重のまちづくり基本計画につきましては、吉川町にはございませんが、三木市において計画が策定されておりました、その計画に基づき人権尊重まちづくりが進められております。

そこで吉川町地域につきましても、合併時には三木市の計画を適用することとし、人権関係施策につきましては、三木市の人権尊重まちづくり基本計画に基づき実施しようとするものでございます。

次に2番の人権教育総合推進事業についてであります、(1)の教育事業は両市町で実施されておりました、事業内容において違いがありますが、地域の実情にあわせ実施することといたします。また(2)の人権リーダー育成・派遣事業、(3)の人権教育団体活動助成事業につきましては、吉川町区域に事業の拡大を図ることといたしまして、合併時に三木市の制度に統一しようとするものでございます。

次に3番の人権教育指導専門員、人権教育指導員についてであります、三木市では人権教育推進の指導員を配置いたしておりますが、吉川町にはない指導員であるため、合併後1年以内に指導員を吉川町にも配置しようとするものでございます。

次、29ページ、30ページをお開きください。

4番目の人権啓発イベントについてであります、現在、吉川町で開催をされておりますあったかいいってここちよい祭は、三木市の市民じんけんの集いに統合し、現在吉川町で開催されておりますあったかいいっていいな大会は、三木市内の各地区で実施されております人権・同和教育推進協議会の研究大会に位置づけ、存続が図ら

<p>加古議長</p> <p>高橋委員</p> <p>澤田幹事長</p>	<p>れるものでございます。</p> <p>次に30ページ、5番の人権・同和教育協議会につきましては、両市町にございますので調整が行われ、合併時に三木市人権・同和教育協議会に統一が図られるものでございます。</p> <p>次に31ページをお開きください。</p> <p>31ページ、6番の隣保館につきましては、三木市内にはございますが、吉川町にはない施設でございます。したがって、現行のとおり運営することとし、隣保館の運営委員の取り扱いにつきましては、特別職の職員の取扱いの項目で別途協議することといたしております。</p> <p>32ページには関係法令、33ページには先進事例を掲載いたしております。</p> <p>以上で第29号関係の説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま説明が終わったわけでございます。ご質問並びにご意見等ございましたら、発言をお願いいたします。</p> <p>吉川町の高橋です。</p> <p>人権尊重のまちづくり基本計画の中の具体化されたものだと思うんですが、男女共同参画プランというのが三木市さんの方で立派につくられていると思うんですが、これもやはり合併と同時に吉川町にも適用されるという考え方でよろしいのでしょうか。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>今のここに上がっております人権まちづくり条例というものに基づく計画、基本計画と、これの実施計画、ここに上げておりますように、もう既に決定をいたしております。</p> <p>また、その人権条例の中には同和問題、それから女性の問題、障害者の問題、子どもの問題、高齢者の問題、外国人の問題、こういうことに関する人権について、どのように行政、市民を挙げて取り組んでいくかという計画でございます。</p> <p>男女参画プランというものにつきましては、これは共通部分は</p>
--------------------------------------	---

<p>加古議長</p>	<p>たくさんありますけれども、これは男女共同社会の法律がございません。この法律に基づいて、整合する部分はありますけれども、独立した計画としてつくっております。</p> <p>したがいまして、当然別のところで提案がございましたけれども、吉川町を含めてこのようにしていくということになりますので、改めてこれにつきましては提案をさせていただきます。もちろんそういう方法で行うわけでございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>このイベントは何か問題、ご承知のとおり、それぞれの団体がみずからイベントを行い、人権問題等々について、また同和問題の解消について研究もされ、研修もされ、また、そういうふうなことについての努力をしていただいているわけですので、その団体のされることについては、また団体みずからが考えていただくということになり、行政が最低限人権問題なり、そのかかわることを解消するために努力することは行政がやる。それをオーバーというよりもサポートしていただきながら、住民みずから努力していただくことについては、住民みずからが努力していただけるかがもっていかないかんし、確保していかないかのやないかと、こう思っておりますので、市民全員が問題解消のためにも努力をせなならんという義務なり、また責務もあると思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。</p> <p>それでは協議第29号についての質問なりご意見も出尽くしたようでございますので、採決をさせていただきたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第29号の各種事務事業（人権（同和）対策関係事業）の取扱いについて、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員挙手でございます。協議第29号は原案のとおりさせていた</p>
<p>加古議長</p>	

小谷事務局長

だきますので、よろしく願いいたします。

次に、協議第30号 その他必要な事項の取扱い（その1）についてを協議願います。

協議第30号の説明を事務局からお願いいたします。

それでは、次に協議第30号について、ご説明を申し上げます。

資料の34ページをお開きください。

協議第30号 その他必要な事項の取扱い（その1）については、次のとおりとするをいたしまして、1つには、投票所については、現行のとおりとする。

2つには、期日前投票所については、現行のとおりとする。

3として、指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。

4として、借地については、合併までに解消に努めるとするものでございます。

次の35ページ、36ページをお開きください。

35ページ、1番の選挙についてでございますが、吉川町内の投票所は現行のとおりとし、現在の箇所数を確保すること。また、期日前投票所につきましても、現吉川町役場内で実施できるように調整する案でございます。

次に、36ページの2番の方で指定金融機関等についてでございますが、現在、吉川町の方々が利用されております金融機関を新三木市で追加し、住民サービスに支障がないように対応しようとするものでございます。特に（2）の収納代理金融機関に中兵庫信用金庫並びに池田銀行を追加するとともに、また、郵便局につきましても現在と同様の取り扱いができるように使用するものでございます。

37ページをお開きいただきたいと思います。

3番の借地についてでございますが、現在、三木市におきましては職員駐車場用地として約1,400平米の借地がございます。

吉川町におきましては、合わせて5万平米に及ぶ借地ござい

	<p>まして、その借地の上に、全部ではございませんが、公共施設も建  おるといふ状況でございます。吉川町の場合、公共施設用地の  不足につきましては、原則といたしまして買収で用地協力をお願い  しておりますが、交渉により借地なら協力する旨の申し出があった  場合には借地対応もやむなしとの判断を行ってきた経緯がございま  す。</p> <p>しかし、借地では、将来におきましても好ましい公共施設用地  のあり方ではないために、合併までに解消に努めることといたして  おります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいまの協議第30号につきましてのご質問なり、ご意見等ご  ざいましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>これはこの前のところで話が出とったと思うんですが、吉川町  の方の借地については解消に努めるとなっていますけど、見込みと  してはどのぐらいが解消に努める分に当たりますか、予定があるの  かということをお聞きできたらと思うんですけどね。</p> <p>お答えさせていただきます。吉川町の副幹事長でございます。</p> <p>吉川町、いろんな事情の中から、また土地へのいろんなかわり  を持ってから借地という、こういうスタイルといいますか、形で続  けてきたという現状があるわけなんですけど、おっしゃるように解消  にこの16年、17年と、これ解消に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>ただ、今それぞれの借地の整理を今かかっておりますので、買収  ができるもの、もし近い将来に用途として廃止をできても返還可能  なもの、そういうものを含めまして整備をかかっております。</p> <p>ただ、おっしゃるように、そうした解消に努めるが一体何割ほど  ということでございますが、これにつきましてはもちろん土地の所  有者、これ相手がもちろんあるわけでございます、この方々との  交渉いかんということになってまいりますので、ちょっと今の段階</p>
--	---

<p>井川委員</p>	<p>でどれぐらいの割合までということでの答えは、ちょっとできかねるような状態でございますが、できる限り努力をしないと、このように思っております。</p> <p>そこで、この中学、また小学校が入ったり、幼稚園が入ったりしているわけですね。今子どもの数が減ってきて学校統合とかいろんな問題が出てきている。この中にあって、ここは廃止してもいいし、ここは統合したらいいんじゃないかと。また、その福祉センターなら福祉センターを、ほかのところと一緒にするとか、そういうふうな計画をされたら、これは解消できるんじゃないかなとも思うわけですね。その辺のところ新市という場合には考えていただいた方がいいんじゃないか、そのように思うわけです。</p> <p>ただ、努めるとあるだけでは、やっぱり僕はちょっと弱いと思いますのでね。僕が今言っていますのは、もう何年もこれでこられているわけですから、今さら解消できるのかどうかという面も出てきますので、そういう面ではある程度はっきりした線を出した方が、地主さんに対しても、また住んでおられる方にしても、それなら納得がいくんじゃないかな、そのように思いますので、このように質問させていただいたわけですけどね。その辺のところはちょっとしんしゃくいただきましたらばという話です。</p>
<p>香下副幹事長</p>	<p>おっしゃるように少子化が進んでまいりまして、私どももこの16年から幼稚園3つを1つに統合いたしました。そのようなことから、この借地の中でも幼稚園の用途を廃止できる土地もございます。ただ、建物がまだ残っておりますので、それらをどのように整備をするのかということもあったわけですが、今後いろんな情勢の中から見ると、やはり用途が廃止できて、やはり返還できる。一部国体の会場のために、駐車場のために、これも国体が済むまでという期限を切ってお借りをしている土地もございますので、できる限り今後の情勢も見ながら適切な対応をしてまいりたいと、このように思っております。</p>

<p>井川委員 加古議長 和泉委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>どうぞ。</p> <p>さっきのお金の設定の仕方がどういうふうにして決めておられるのか。何かこの合併を機にちょっと整理を、金額の整理をするなり、広さの整理をするなりしてないと、これずっと継いでいくのは大変ですよ。</p>
<p>加古議長</p>	<p>今では、これ出ているのは2,700万で出てるさかいに、それがおしていけんのんか、買ったら一時期にたくさん払ろうたら、金を出すわけやから、そのときにしたらええのかということに、それはなりませんさかいに。言うたら、今期限でつんでおられるやつを使うておこしになるということになるかね。そこら、よう検討もいただき、ご努力もいただかないかと思ますな。</p>
<p>和泉委員</p>	<p>大体に農地を借りるとなれば、米の出来高を基本になっているわけですから、だんだんお米が下がってますやろ。だから下げないかんわけですよ、それにあわせるなれば。それで、合併で買い上げが、価格がつかなかったから下げますよ言うぐらい言うて交渉せんことには、なかなか解決はしにくいんじゃないかなと。我がこととなったら、そんなんできゃしませんで、話をつけていかんことには。</p>
<p>香下副幹事長</p>	<p>おっしゃるのは、当時、長いものでありますと30年以上前からお借りしたということがございますが、当時のときはやはりほとんど米の、米代です、1トン当たり幾ら米売ったら米がとれるかということですね、それをベースにして設定をしております。</p> <p>おっしゃるように何年か前から米の値が上がらん、まだ下がりよるという、こんな状態になってきておりますので、この借地の価格というのは、もちろん土地の所有者のいろんな意見も、要請もあつたりしまして、やはり米の値ではなくして、やっぱり土地の評価、それに基づいて借地料を設定し直したという、そんな経緯を持っています。</p> <p>ですから、5年ごとにそれは見直すということになっているんで</p>

	<p>すけど、土地自体が、これが地価が上がってなければ、もちろん価格は据え置きますし、逆に下がっておれば、これはそういうことも土地の所有者にはご理解をいただきたいと、このように思っております。今は土地の評価というのを、それをベースにして借地料を決めております。</p>
加古議長	<p>ほかにご発言ございませんか。</p>
	<p>ご発言がないようで……、どうぞ。</p>
小河委員	<p>今のにちょっと関連しまして、結局、借地については合併までに解消に努めると書いてあるわけですよ。期限がちゃんと書いてあるわけですよ、ここに。今お聞きしましたら、ちょっとめどが立たんというようなことなんで、この文言はちょっと訂正する必要があるんですかね。極めて難しいとか、ここ何年間かをかけて努力するとかね。この調整の具体的内容のところだけ、今の議論を余り聞かずに読めば、何か合併までに解消できそうな、そういう感じがするんですけどね。</p>
加古議長	<p>その文言を改めるかどうか、事務局お答えして。</p>
和泉委員	<p>解消に努めるやからね、努められなかった分はずっといくということになるんで……</p>
小河委員	<p>ちょっと文言にけちつけるわけなんで、合併までに解消するよにということでしょう。もちろん可能性がほとんど今のところはないというのであれば、こういう文言はちょっと。</p>
澤田幹事長	<p>この問題につきましては、提案の予定をしている案件として説明させていただくときにも、これに対する質問ございました。これは吉川町の委員さんから出たわけですが、その後、幹事会でも吉川町当局と三木市と、いろいろこの問題について話をしてまいりました。そう簡単に、これが全面的にいけるというものではないという事情もよく聞かせていただきました。</p> <p>前回の説明のときに、どうしても合併までにできない案件については、今度支所設置というのが決まっておりますので、支所の中</p>

<p>加古議長</p>	<p>に専門のセクションを置いてでも、これを解決に進めるようにさせていただきたいなということを申し上げたわけでありませけれども、そういう形でもこれは取り組んでいかなければならないのではないかとというふうに、議論の中ではそういう方針が出ております。</p> <p>ただ、この表現でいいのかということにつきましては、今小河委員さんの方からございましたので、非常に困難であるけれども、努力をしたいというような形で、もし議長、副議長にお任せをいただけましたら、一部修正をさせていただくことはやぶさかではございません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>今説明させていただいたように、ご指摘いただきましたように合併までにとという表現が余りにも厳し過ぎるという。本当に可能性のあるのかないのか、それも正直なところ、いや、それはそれまでにできませんという話なら、これはもうおっしゃるとおりええねんけど、努力するということと合併までにとということとの流れがこれでいいのんか、どないかなという感じは、今ご発言いただいたとおりですわね。言うて、この字句を削ったら、この文面は解消に努めるというだけで、これ何年努めるというのか。これまたもう一つ何かぼやっとしてしまう可能性もあるし、そこらあたり小河委員さんおっしゃったように非常に薄いし、幹事長の助役が説明したように支所に設置して職員を配置して努めると、こういうことですが、その時期が何年続くのんかわからんとなったら、そこらもうちょっとこの字句は、その答えとあわせて何か考えた方がええわな。</p>
<p>大前委員</p>	<p>前回僕が、吉川町がちょっと言いにくいことを質問したんですが、やはり努力目標としまして、こういう思いであるということだけわかっていただきたいと。ただ単に、先ほど議長からも申されましたように、借地については解消に努めるだけでは、はっきりした文言は出てない、努力目標にならないということで、ご了解いただきたいのは、合併までに努力をするという努力目標であるというこ</p>

井川委員

とを認識持っていただければ、吉川町の私たち委員にしても非常にいいかなという思いはいたしております。

ですから、ただ単に漠然に、今言いましたように借地については解消に努めるだけでは本当には努力目標にならないということと思いますので、合併までと、ちょっと苦しいかなという思いはいたしますが、入っておりますので、そういったところをご了承いただいて、そういうことで吉川町も決して、役場関係の方も、行政の方も手ぬるいことをしていることはない、努力していることだと私は思っておりますので、こういったよき理解をいただきたいということで、前回私が逆に今の質問したんですが、こういうことでよろしくお願いしたいと思えます。

もう一つあれに関しまして、いわゆる努力目標というのは、これは皆わかっておられると思うわけですよ。ただ、今の場合は合併という、こういう時期に一線を引くという、また、地主さんが、これは何人おられるかわかりませんが、その人たちに合併という機会に考え方を変わってもらうというふうなことをやっぱり考えて、この際にある程度できるところまではしていただくという、そういう意味におきまして、やはりこういう何らかの、80%は解決したいと思えますとか言うんやったら、今言われている努めるというのは僕はわかると思うんですけど、その説得力のある、住民の方々に今度住民説明会をするわけですけど、私が出てきますというのを、この協議会で、国はどんなんやったんやと。それは努めますって、それはわかつたんですかと言われたときに、いや、それは60%は解決したいと思ってますと。住民のいわゆる地主さんにこれぐらいのものはしていただきたいという、合併協議会としての意見というものを、先ほどもありましたけど、そういうものが出せるようなものをしていただきたいと、こう思うわけですよ。

先ほどもお話がありましたように30年間続いていると思えます、僕は。地主さんはそれでいいかもしれませんが、やはりこうい

<p>加古議長 大前委員</p>	<p>うものを後世に残すということは、やはり我々は今ここで線が引けたのにということがあってはならない、そのように思うわけなんですけどね、ちょっとその辺ね。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>目標としましては、60とか80とかじゃなくて100を目指していると、そういうことで。それはこちら、そういう僕は町民としたら、そういう姿勢があるんだなという。ですから、例えば60にしましよじゃなくて、できたら100%いたしますというところだと思います。</p> <p>それと、やはり住民の方には、こういったことをやるから、特に今まで以上に考えてほしいということの思いも含まれているんじゃないかと思います。</p>
<p>岩波副会長</p>	<p>いろいろ議論が出てますが、この調整項目についても、私も事前に聞かせていただいて、いろんな思い、深い思いを持って一応了解をしておるんですが、合併までにというのは、私どもの側から言えば非常に厳しい問題です。</p> <p>それと吉川町の50年の歴史の中で、吉川町としては、このやり方がまずいやり方だというふうには思って今日まではきておりません。やはりそういう施設が作りたいし、どうして用地確保するか、用地買収をどうしても応じてほしい。しかし、いろんな思いがありますので借地と言うて今日まで、特に学校なんかはきております。</p> <p>しかし、こういう際には解消をしたいという、合併の時期に解消をしてほしいということは、強くこれは地権者をお願いをし、努力をしなければならない。それが50か70とかのパーセントでは、これは今上げません。もう際限の努力をするということで、今担当課でも調査に入って話を始めておりますので、これはもう我々の取り組みの基本の考え方として、精いっぱい合併をにらんで解消に努めるといふ、この努力をすると、こういうことをご理解をいただいて頑張るといふことでございます。</p>

和泉委員  
岩波副会長

このことが合併までに、そうすると努めるんやろうと言うとった。しかし、できへんかなということで、これから先、今やったらということの話になると、これまたちょっとまずいと私も思いますので、余り条件的なことということにさせていただくのは、まずいんじゃないかな。もう我々としては、この際、買収に応じていただくという努力をすることでご理解をいただきたい。いろいろとありますので、そのように考えますが。

期限を決めとったらどないでしょう。10年期限とかね。

これはやはり相手がおるし、それまでの必要な公共施設が建っておりますので、その努力として我々の心の中とか、我々の申し合わせの中で期限を切って努力することはいいんですけども、表に出して期限を切ってて、もしできなかつたときにはどうするかという大きな問題ですので、特に学校なんか、子どもの施設ですね、そういうものについては、できへんかったらもうやめてまえ、つぶしてまえて、こんな簡単なもんじゃありませんし、幼稚園でも今合併するまでに、統合するのは我々も統合してきた。そういう中で小学校が買収できへんので、これ統合せえやと。そうすぐ簡単には私はいかない。

しかし、それは将来的にはいろんな問題が出てくると思いますが、今日借地で、こういうふうにしてきたことを合併の際に、やはり買収に向かって努力をします。借地のときでも、その施設が永久にある限りは貸すという内容にもなっておりますから、それは公共施設、下の人があかん言うたら、これきちとしたものがいつまでも続かないんやということは、これはご心配のところあるんですが、それはそれで公共施設がある限りということでやっています。要は公共施設としてしっかり残らないかんというのが一番大事なことでありますので、そういうことをもう一度この際確認をして、ぜひとも買収に応じていただけると。

これはいろいろ合併の際にいろんなことを地権者に申し上げて

和泉委員	<p>努力を精いっぱいしたい、せよと、こういうことでご理解いただいたらありがたいと思います。</p> <p>貸してる人は言うわね。なかなか進まんと思いますわ。</p> <p>私も百姓してますので、そんな貸してくれ言うところがあったら、どうぞ、どうぞと言いたい感じですね。でも、大変ですけど、また努力してください。</p>
西山委員	<p>吉川の西山です。</p> <p>吉川町の町民の代表として我々出ておりますが、いみじくも今井川さんから小学校統合してでもと、あるいはセンター名を具体に出されまして、私は非常につらい思いをして聞いておりますんですが、学校の統合、もちろん町長が今申しましたように、吉川町も幼稚園統合でいろいろと今まで昨年やってまいりました。その都度、地区の方の幼稚園に対する思い、歴史、文化等、いろんな面で今までの吉川町の調整しておりまして、一つの大きな基礎になっております。</p> <p>合併を前提に小学校を統合せよという、こういった考え方がもし委員の皆様全員おありだとしたら、私たちは非常につらいと、こういうことをまず申し上げたい。</p> <p>やはりそこにはそれなりの流れが、新しい吉川町にも、新しい学校のすぐ側に実は小学校もございますが、統合といったものをそう簡単にはできないということをまずご理解と、吉川町のそれまでの歴史と文化と、そういったものを形成していたものは、いずれかはそうなるかもしれませんが、長い目で見てやってもらいたいというお願いを、私としては各委員さんをお願いしたいと、このようにお願いします。</p>
井川委員	<p>僕はちょっと例として上げましたけども、統合して、具体的にとか言っているわけじゃありませんので。というのは、そういうふうな方向でもというようなことを申し上げたいわけでありましてね。それに深いこだわりはありませんので、別に。その辺はちょっ</p>

加古議長

とご理解いただきたいと思うんです。

何とかして、これはやっぱり少なくするにはどういうふうな方向があるやろうかということの研究していただけたらということなんです。そういうことでちょっと。

ほかにご覧いませんか。

ないようでしたら採決をしていただきたいとは思いますが、今もご意見がございましたように、この字句をそのまま読めば、合併までと言え、もう来年1年で解消すんのかなということにつながる可能性も出てまいりますし、そのあたりはもっとどう考えるかということにもなりますし、また、合併後も解消してないものについては努力するというのも、また、していただくということもいろいろと説明させていただいておるわけですし、また、その成果というものがどのような結果になるか計り知れないものが結果的にはございます。

しかし、この問題でどうこうというよりも、この問題をどのような形で解消するのかと、こうなると、今のこの合併までという表現が、3年とか5年とか切ることがいいのんかどうかということにも、また考えられるわけですが、そんなことを考えても余り変化がないのんか違うかなという気もいたしますので、いろいろとご意見出ましたように地代の問題、いろんなことも含めまして、この件の表現については、当協議会としては提案させていただいておるよう、疑問はたくさん含んでおりますし、課題も非常に大きな課題があるということも十分理解もいただきながら、合併までに努力するという、この表現はまだまだ今のところ妥当かなと、こんな思いがいたすわけです。

そういうことでご理解をいただけるものならば、お諮りを申し上げ、まことに申し上げませんが、この問題については、原案のとおり採択するというので、ひとつ賛成いただけるならば挙手をお願いしたいなと、こう思います。

<p>加古議長</p>	<p>(賛成者挙手)</p> <p>どうもありがとうございます。</p> <p>本日のいろいろな方々からのご発言は十分心して、今後お互いに努力してまいらなきゃならんと、こう思っておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>30号につきましては、いろいろのご意見を十分踏まえながら最善の努力をすることで賛成をいただきました。決定をいたしました。</p> <p>続きまして、次の協議31号 住民説明会についてのご協議をお願いすることにいたします。</p> <p>内容について説明を願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、次に協議第31号についてご説明を申し上げます。</p> <p>資料の38ページをお開きください。</p> <p>住民説明会についてでございます。合併協議に係る住民説明会の実施については、別紙のとおりとするということでございまして、次の39ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>39ページには住民説明会の実施要綱というものを上げてございますけども、この三木市、吉川町の合併協議会が4月に発足いたしまして5カ月が過ぎようとしています。その間に本日を含まして6回の協議会を、また幹事会におきましても12回開催し、事務の調整を図ってまいったところでございます。</p> <p>このように事務調整の一元化協議が進んでおりまして、今回より新市建設計画も提案をさせていただき協議を重ねることになりますが、特に新市建設計画におきましては、合併市町の建設及び一体性の確保のために必要な計画となっております。今後、その検討をお願いすることになっております。</p> <p>そこで、その内容の確定に向けまして住民の意見を聞く機会を設けまして、住民意思の反映とともに協議の効果的な進行に努めていく必要がございます。また、両市町の行政運営の違いにつきまして調整を重ねまして、結論の出た事項の説明も行うべきと考えてお</p>

	<p>ります。</p> <p>こうしたことから合併の住民説明会について協議をお願いするものでございまして、そこに掲げておるように実施要綱を上げていると思います。</p> <p>内容について簡単に説明させていただきますけども、趣旨はそのとおりでございまして、時期につきましては10月の中旬以降、また実施場所はそこに書いてあるとおりでございまして、また、協議会といたしましても皆さん方のご出席をお願いしようというものでございます。</p> <p>内容については、そこにご覧のとおりでございますので、説明につきましては、これで終わらせていただきたいと思います。</p>
加古議長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
小河委員	<p>実施の時期なんですけど、10月中旬以降と書いてありますけど、大体決められているんですか。というのは、三木の場合、10月中旬以降はお祭りがあったり、50周年の屋台大集合があったり、日曜日は大体詰まっていますのでね。その辺何か具体的に考えられているかどうか。</p>
小谷事務局長	<p>それでは事務局の方からお答えを申し上げたいと思います。</p> <p>実施時期は一応10月中旬以降といたしておりますけども、今小河委員さんもおっしゃりましたとおり、それぞれ地域に行事、この時期あるかと思しますので、そういう行事と十分調整をさせていただきながら日程の調整をこれから、この協議、ご賛同いただきましたら日程調整に入っていきたいなと思っておりますので、そういうことで、まだ決めたわけではございません。これから調整をさせていただきたいということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
大前委員	<p>5番目の協議会側出席者ということで、三木市内で開催される説明会には、三木市から選出された委員が出席、吉川町の説明には</p>

	<p>吉川町から選出された委員が出席するということの説明会の内容だ と思うんですが、これでいいのかなと。吉川町は吉川町の委員だけ の話で、例えば三木の説明会にも吉川の委員が混合した方が何か偏 った意見会にならないという思いはいたします。</p> <p>そこで、やはり吉川町で開催されても三木の委員の方に入って いただいて、それは違いますよということになるかもわかりません し、そういったところ、吉川町の思いと三木市の思いとの違いがな きしあらずかなという思いがいたしますので、これでいいのかな という私の提案です。</p> <p>住民説明会の説明委員のメンバーをどうするかということ。こ れにつきましては、幹事会でもずっと論議をいたしました。事務局 の当初の提案につきましては、説明者につきましても、この幹事会 も三木の、例えば私は幹事長でございますが、吉川町のときにも行 ってはどうかというようなこともございました。</p> <p>しかし、今まだ現実にはそれぞれの町が独立をしてやっている わけでございますから、三木市の職員という形で、この委員会とは 言いながら、余りそこで言うことよりも統一した調整意見を持って 臨むことによって、これは解決できるかなということで、むしろそ れぞれ町は町、三木市は三木市という方が、その辺の本音ももちろ ん出せますし、話し合いができるんじゃないかということで、逆に 今のように提案になったわけございまして、これにつきましても 委員のご意見を聞かせていただければありがたいわけですが、 論議はいたしましたけども、これの方がよりベターではないかとい うことでございますので、ひとつよろしく願います。</p>
<p>澤田幹事長</p> <p>加古議長</p> <p>大前委員</p> <p>加古議長</p> <p>西田委員</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかに。</p> <p>ほかの委員の方、もし僕と同じような考えを持っておられたら。 どうぞ。</p> <p>青山の西田です。</p>

<p>加古議長</p>	<p>今大前さんの話もありましたけども、私の青山地区でも1回この合併についてはお話を三木市の方から聞かせていただいております、その過程においても煮詰まった時点でもう一度ご説明をしてくださいということを行政さんにもお願いしております、今幹事長の方からお話があったように、地区において余り関心のある人もおれば、ほとんど関心のない方もおるといようなことから考えると、三木市は三木市、青山は青山に行政から来てご説明をしていただくというレベルの説明会でいいんではないかなというように私は認識をしております。</p> <p>ほかにご発言ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、ただいまご意見もございましたが、説明はそれぞれの市町が責任を持って説明をさせていただく。そこで委員の皆さん方、忙しいとは存じますけれども、ひとつ出席できる会場にはご出席いただければありがたいのと、こういうようお願いはいたしたいと存じます。</p> <p>しかし、説明はあくまでも行政の、双方の市町の行政の立場から説明をさせていただいて、住民の皆さん方にご理解をいただき、また、ご意見はお伺いしてきて、この協議会にお諮りすると、こういうことにさせていただいたらどうかと、こう思いますが、ご理解いただけますでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、もう協議会につきましては、10月、そこで日程については、まことに申しわけございませんが、委員になっていただいている区長、協議会の会長さん方、ひとつ積極的にそれぞれの地区での説明会の日程設定についてご協力をお願いいただけるようお願いいたします。</p> <p>そのことで、この説明会は行政の立場として協議会のご理解をいただいで説明させていただくと、こういうことでひとつよろしくご了承のほどお願いいたします。ありがとうございました。</p>

<p>安福委員</p>	<p>それでは、次は提案事項に……</p> <p>聞き漏らしたらいけないので、ちょっと確認しておきたいんですけども、この説明会の期限ですね。年度内とか、そういったものありますか。10月から始まるんですけども、12月中とか、そういった期限なんかはございませんでしょうか。</p>
<p>加古議長 安福委員 加古議長</p>	<p>できたら11月中旬ごろまでにおけたらおきたいと思います。</p> <p>そしたら丸一月ということですね。</p> <p>一月か40日ぐらいに済ませるものなら済ませたいと。そうでなかったら次のご意見を伺ってけえへんので、説明会開かんといて、今度で次進んだやないかて言われたら、なきにしもあらず。</p>
<p>安福委員 加古議長 安福委員 加古議長 井川委員 加古議長</p>	<p>それによってちょっと調整がありますので。</p> <p>そういうことでよろしく願いいたします。</p> <p>わかりました。</p> <p>そんなようなことで、ひとつご理解のほどお願いいたします。</p> <p>11月中旬ごろまでですね。</p> <p>11月中旬ごろまで、一月以内のところ、ひとつお願いしたいと。だから、最終的には11月の終わりには、より積極的な決定をしていただかざるを得ないと、こういうふうに思いますので、よろしく願いします。</p> <p>また、説明会までに決めなければならないことについては、ひとつ決めていただけるようお願いをいたします。</p>
<p>岩波副会長</p>	<p>協議会でこれまで決まったことをしっかり説明しに行って、もし意見が出たら持ってきて、あれして、次の段階に生かせます違うんかい。</p>
<p>加古議長</p>	<p>そこらほうまいことやっていってもらわな仕方がない。行った者が、それぞれがうまいことやっていってもらわな仕方がない。</p>
<p>岩波副会長</p>	<p>実施主体というのは三木市・吉川町合併協議会じゃないですか。それが2つに別れて、これまでの報告をきちっとすると、説明会をすると。そこをもうちょっとはっきりしとかんと……。</p>

和泉委員	<p>吉川町の説明会に三木の委員が行きたい人は行ってもよろしいし、三木のときには吉川町の人が聞きたいと思う人は出てきはったらよろしいし。それは、そこら辺は少し幅を持たせといてもらう方がよろしいな。</p>
西山委員	<p>聞きに行くのは私いいと思いますよ。ただ、説明員として前へ立つということは、それはちょっと。</p>
和泉委員	<p>意見を言いに行くんじゃないで、聞きに行く。</p>
宮脇委員	<p>三木の宮脇でございます。</p> <p>これ住民に対する説明会でしょう。これ協議会が主体で、我々委員来てますけど、説明を受けて、これがいいかどうかという賛否は挙手で決定させていただきますけども、住民に対する説明会に協議委員が出て、協議会それぞれ説明される方もおられるかしらんけど、住民に対して説明できますか。</p> <p>私はやっぱり行政の方が今まで進めてきたような格好で住民に対する説明を当然すべきだと。だから、この実施主体も三木市・吉川町合併協議会じゃなしに、これは私どもは説明されたやつを受けて決をする立場やから、実施主体は三木市、吉川町だけと違うんですかと私は思うんですけどね。</p>
加古議長	<p>責任は、そんなもんどないなんのか。</p>
宮脇委員	<p>参加するのは自由でよろしいよ。けど、住民に対して委員の皆さん説明できますか。行政の方が皆説明されて、我々が賛否を挙手してあげとるだけのことですからね。</p>
澤田幹事長	<p>もっともなご意見でございまして、当然説明会については市なり町の行政が責任を持って説明をさせていただきます。ただ、新市建設計画については住民の意見を聞いて建設計画をつくるというような、このようになっておりますので、その意見を委員さんも聞いていただければ反映ができるということにすればいいわけでございますので、ここで余り協議会ということが全面に出ておりますので、今宮脇委員さんのようなことになろうかと思っておりますので、こ</p>

<p>加古議長</p>	<p>れにつきましては、三木市、吉川町ということにして、合併協議会の委員さんについては、それぞれの立場で出席をいただくということについてはお願いをしておきたいと、こういうふうに考えます。</p> <p>そういうことで進めさせていただきたいということを申し上げておきます。</p> <p>まことに申しわけございません。</p> <p>おもしろいことになりましたけれども、ちょっと休憩させていただいて、また次の新市計画の説明をする時間もございますので、たばこも吸っていただかなと思いますので、ちょっと休憩をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>休憩 午後 3 時12分</p> <p>再開 午後 3 時24分</p>
<p>加古議長</p>	<p>それでは、ひとつお願いをいたしたいのは、協議第31号の住民説明会についてご理解をいただいたのも、行政が責任もって申し上げると言うてまいりましたわけですが、提案いたしました実施要領と事業主体が異なるということで、いろいろまたご意見も伺ってきたわけですが、この事業主体につきましては、三木市、吉川町、それともう一つ中にテボを入れてもらって、合併協議会ということにしていただいて、住民のご意向をお聞きし、また説明もし、民意を反映する中で円滑な合併ができるようにお互いに努力することが必要かと、こう存じますので、その点よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、そのような形で三者が合同でさせていただくと、こういうことにご理解なり、ご同意いただけることをお願いをいたし</p>

小谷事務局長

ます。

それでは、協議をお願いいたしておりました案件については、一応決定をしたと、こういうことでご了承のほどお願いをいたします。

次に、提案事項でございますので、提案事項につきまして、順次予定をいたしているものについて説明を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、これより提案事項につきましてご説明をさせていただきますと思います。

それでは、最初に提案第32号でございます。

資料の40ページをお開きいただきたいと思います。

提案第32号 一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案をいたします。

三木吉川農業共済事務組合については、合併の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐというものでございます。

次の41ページをお開きいただきたいと思います。

41ページでは、1として一部事務組合について上げておりますけども、三木吉川農業共済事務組合につきましては、事務の合理的かつ効率的な運営並びに基盤の強化を図るため、平成12年4月1日に三木市、吉川町において協議がなされ、組合が誕生して今日に至っております。

今回の市の合併によりまして一つの自治体となるため、調整内容のとおり合併の前日をもって組合を解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。新市の新たな行政事務として農業共済事業の推進が図られることとなります。

42ページ、43ページには関係法令を掲載いたしております。

次の44ページには先進事例を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、提案第33号でございます。

資料の45ページになります。45ページをお開きいただきたいと思いをします。

提案第33号 各種事務事業（保健衛生関係事業）の取扱い（その2）について、次のとおり提案をいたすものです。

1として、環境保全条例については、合併時に三木市の制度に統一する。

2として、合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

3として、水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続するというものでございます。

次の46ページをお開きいただきたいと思いをします。

1番の環境保全条例につきましては、三木市では市民の健康で安全かつ快適な生活に必要な良好な環境を守るために、（1）のとおりに三木市環境保全条例が制定され、環境保全に努められております。吉川町には同様の条例がないため、合併時におきまして三木市の制度を適用し、吉川町区域に適用しようとするものでございます。

次に47ページをご覧いただきたいと思いをします。

ここでは冒頭にちょっとご説明いたしましたように資料の訂正がございましたので、新しい資料をご参照いただきながら説明を申し上げたいと思いをします。

47ページの2番でございますけれども、合併処理浄化槽設置整備補助事業につきましては、国、県、市、町の補助がなされております。現在、補助金について見直しが検討されておきまして、今後の補助事業については、補助金額について調整が図られることとなります。現在では設置の多い7人、また10人槽において、両市町において違いがないこと。また、三木市では合併処理浄化槽設置整

備補助事業につきましては、地区集会所の補助金の適用はありませんが、集会所整備補助といたしまして、水洗便所への改善に対する補助金が設けられてございます。

両市町では人槽により補助金の相違がございましたが、実態としては大きな相違はないため、三木市の制度に統一しようとするものでございます。

調整内容といたしましては、一部修正いたしましたように、合併時に三木市の制度に統一するとし、ただし、三木市の制度については、吉川町と調整の上、平成16年度中に県制度の変更にあわせて見直しを行うというものでございます。

次に48ページをお開きいただきたいと思います。

3番の水洗便所等改造資金融資あっせん制度についてでございます。これは早期に水洗化を促すために設けられた制度でございますが、両市町において貸し付けの限度額や融資利率に違いがございます。特に吉川町では、この制度の中に利子補給の助成が行われております。これにより事業の推進が図られておりますが、所期の目的はおおむね達成されております。

したがいまして、平成18年度からは三木市の制度に統一することとし、利子補給の助成は廃止となりますが、平成17年度までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給を返済終了まで継続しようとするものでございます。

49ページは先進事例を上げさせていただいております。

次に50ページをお開きいただきまして、提案第34号に移らせていただきます。

提案第34号 各種事務事業（農林水産関係事業）の取扱いについて、次のとおり提案いたします。

1として、水田農業構造改革対策（転作）については、合併時に三木市の制度に統一する。

2として、土地改良事業受益者負担割合については、合併時に

三木市の制度に統一する。ただし、継続事業については、現行のとおりとする。

3として、国営東播用水土地改良事業については、現行のとおりとする。ただし、転用決裁金は合併時に三木市の制度に統一する。

4、農業振興関係については、次のとおりとする。

(1)土地改良事業補助については、合併時に三木市の制度に統一する。

(2)農業振興助成事業については、合併時に再編する。

(3)集落営農推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(4)農業制度資金については、合併時に三木市の制度に統一する。

(5)農業イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。

5として、山田錦の館については、現行のとおりとする。

6として、農業集落排水事業については、次のとおりとする。

(1)分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

(2)使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。

(3)吉川町の水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から廃止する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続するとの提案でございます。

次に51ページをお開きいただきたいと思います。

51ページの1番につきましては、水田農業構造改革対策(転作)についてでございますけども、これにつきましては、米の需要動向に対応した売れる米づくりと、新たな作物づくりを推進いたしております。

三木市と吉川町では作付面積、転作率に若干の相違がありますが、当分の間は現行の率を配慮した割り当て措置を講じてまいり

のでございます。

制度の推進については、合併時に三木市の制度に統一し、推進を図ることといたすものでございます。

次に52ページでございますけども、52ページ、2番の土地改良事業受益者負担割合についてでございますけども、両市町の事業採択のメニューによって受益者負担割合が若干異なる場合もございます。

継続事業は現行の受益者負担割合で地元との合意によって事業の推進がされておりますので、現行の負担割合にて事業完了まで行うこととなります。

今後において、合併後、新規で採択された事業につきましては、現三木市の制度に沿って事業推進を図ろうとするものでございます。

次に53ページ、54ページの方をお開きいただきたいと思います。

ここも一部資料訂正があったところでございます。新しい資料をご覧になっていただきたいと思います。

3番の国営東播用水土地改良事業につきましては、(1)の負担金において相違はありませんが、一括払いの場合の軽減措置が吉川町にございます。東播用水関係市町は事業償還金を各受益者より集めまして、償還事務が行われております。

一括払いにつきましては、各市町で一時預かりをし、各年度の償還金支払い時に該当分を一時預かり基金より返済分として取り崩し、年度ごとの負担金の支払いがなされております。一括払いでの償還不足分を軽減した場合に、預かり基金での利息が近年の低金利により低額となり、予定されている事業償還金の支払いに支障を来すことが予想されるために、一括払いの場合の軽減措置は合併時に廃止しようとするものでございます。

次に(2)の資格喪失に伴う実費負担金、いわゆる転用決裁金は、国営東播用水土地改良事業の受益地であった農地が、都合により他農地の区に転用された場合に負担すべきであった負担金につい

て、決裁金として転用時に徴収するものでございまして、三木市では公共事業に協力される転用の場合については、一般転用及び低額の転用決裁金となっております。

吉川町では全額免除となっております。吉川町的全額免除では、転用決裁金を全額吉川町が支払うこととなり、国営東播用水土地改良事業の町の負担がふえることとなり、三木市の軽減対応が妥当との判断によりまして、合併時には三木市の制度に統一しようとするものでございます。

次に55、56ページをお開きいただきたいと思います。

4番、(1)の土地改良事業補助につきましては、市町の独自の補助事業でございまして、事業種目、補助金、補助内容の採用等について違いがございます。三木市の方が事業種目も多く、補助の内容が充実をいたしております。

今後において合併後、現三木市の制度に沿って吉川町区域についてもより充実した事業推進を図ろうとするものでございます。

次に57、58ページをお開きいただきたいと思います。

(2)の農業振興助成事業についてでございます。

それぞれ現在の農業の現状にあわせた振興政策がとられておりまして、三木市では大規模な農地集積、集落営農への取り組みの支援、吉川町では畜産農家のふん尿処理の支援や土づくり事業の推進が主なものでございます。

合併時には新三木市として両市町の農業振興のあり方について検討し、補助金要綱等を見直しまして、新しい制度に再編しようとするものでございます。

次に59ページをお開きいただきたいと思います。

(3)の集落営農推進事業についてでございますけども、補助金の交付額、補助対象限度額が異なっております。集落営農は三木市の方が吉川町に比較して進んでおりまして、補助においてもより集落営農の規模が大きくなることにより、補助効果があるよう設定

してあります。

近年、吉川町内におきましても集落営農への急務も高まっております。合併時には三木市の制度に統一し、事業を推進しようとするものでございます。

次に60ページでございます。

(4)の農業制度資金についてでございますけれども、吉川町におきましては、兵庫県豊かな村づくり資金への利子補給がされております。三木市でも兵庫県豊かな村づくり資金への利子補給以外に、集落営農や災害に対する上乘せ利子補給を行っております。

合併後、吉川町区域につきましても、現三木市の制度に沿って事業推進を図ろうとするものでございます。

次に61ページ、62ページをお開きいただきたいと思います。

61ページ、(5)の農業イベントについてでございますけれども、アで上げております三木市の農業祭、吉川町では山田錦まつりを新市全体のイベントと位置づけまして開催しようとするものでございます。

次のイのぶどう品評会につきましては、現在は両市町でそれぞれ開催されておりますが、同じ内容となっておりますので、三木市の品評会に統合して開催しようとするものでございます。

次のウの兵庫県・三木花器は品評会につきましては、兵庫県全域を対象に開催されておまして、新市でも現行のとおり開催しようとするものでございます。

次の63ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは5として山田錦の館を上げております。この山田錦の館につきましては、特産山田錦の生産振興と農業全般の活性化を図り、活力あるまちづくりを進める拠点として、平成16年春よりオープンしたものでございまして、吉川町の地域特産品の展示即売所としても好評を博しております。新三木市の特産山田錦の情報発信基地として今後も現行のとおりすることといたします。

なお、運営につきましては株式会社吉川まちづくり公社に委託しており、会社へ出資も行っております。吉川町の出資金は合併時に新市に引き継ぐものとするものでございます。

次に64ページの方でございますけども、6番で農業集落排水事業についてでございますけども、これにつきましては、三木市の方で3カ所、吉川町につきましても3カ所の区域でそれぞれ実施をされております。

処理区域、計画面積等は記載のとおりでございます。

次に65、66ページをお開きいただきたいと思います。

農業集落排水事業では、分担金、使用料、融資あっせん制度に違いがございます。農業集落排水事業につきましては、三木市、吉川町ともに事業は完了いたしております、新規の事業展開はないとされております。

(1)の分担金についての払い込みは完了しているため、今後の新規加入者につきましては三木市の制度に統一し、事業運営しようとするものでございます。

次の66ページの(2)の使用料につきましては、若干の違いがありますが、将来の事業運営に配慮し、三木市に統一しようとするものでございます。

次に67ページをお開きいただきたいと思います。

ここは(3)で水洗便所等改造資金融資あっせん制度についてであります。

吉川町では事業の推進のために制度を設け、全町のトイレの早期水洗化の推進に努められており、一応の成果を見ております。特にこの対象者は事業を供用開始3年以内に接続することになっており、その年限を迎えることとなるために、融資あっせん制度につきましては平成18年度から廃止することといたしております。ただし、利子補給につきましては、関係利用者の返済終了まで継続して吉川町の制度を適用しようとするものでございます。

68ページにつきましては関係法令、69ページから71ページには先進地の事例を掲載いたしております。

次に提案第35号でございます。

資料で72ページになります。

提案第35号 各種事務事業（水道事業）の取扱いについて、次のとおり提案をいたすものでございます。

1として、水道料金については、合併時に三木市の制度に統一する。

2として、水道給水分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

3として、水道工事負担金については、合併時に三木市の制度に統一するとするものでございます。

次、73ページをお開きいただきたいと思います。

73ページの1番では水道料金を上げてございまして、この水道料金につきましては、基本料金、使用料金に差がございまして、合併時に三木市の制度に統一することとし、料金格差を調整するため吉川町で積み立てておられる基金10億円を充当し、三木市に統一しても三木市に影響がないようにしようとする調整内容でございます。

次に74ページでございます。

2番の水道給水分担金についてでございますけれども、これにも両市町において相違がございます。三木市はメーター口径に対する応分の負担でございまして、吉川町は契約申し込み水量に対する応分の負担となっておりますが、この分担金につきましては合併時に三木市の制度に統一することとしまして、新規に給水希望する申請者から負担を求めようとするものでございます。

次に75ページをお開きいただきたいと思います。

3番の水道工事負担金についてでございますけれども、この負担金につきましても両市町において工事の施工や事務費の割合などの

ほか、市街化区域等での工事負担金に違いがございますが、合併時に三木市の制度に統一しようとするものでございます。

76ページには料金表、また、77ページには関係法令、79ページからは先進事例を掲載いたしております。

次に提案第36号でございます。

資料80ページになります。

提案第36号といたしまして、各種事務事業（下水道事業）の取扱いについて、次のとおり提案をいたすものでございます。

1として、下水道事業については、現認可期間である平成18年度までは現行のとおりとする。平成19年度以降の計画については、合併後策定する。

2として、受益者負担金については、合併後5年を目途に三木市の制度に統一する。

3として、使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。

4として、水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続するものとしてございます。

次に81、82ページをお開きいただきたいと思います。

81ページの下水道事業の現況でございますけども、三木市では、加古川流域下水道事業として広域で取り組んでおります。吉川町では、吉川町のみを区域とした公共下水道事業等をやっております。この水道事業計画につきましては、両市町とも現在の認可期間となっております18年度までは現行のとおりとするとして、平成19年度以降の事業計画につきましては、合併後策定することとしております。

次の82ページの方でございますけども、2の受益者負担金でございますが、（1）の受益者、また（2）の負担金額、（3）納付

方法、(4)の一括納付報奨金、(5)の猶予及び減免につきまして、それぞれ相違がございます。

特に(2)の負担金額におきまして、三木市は土地の広さに応じて負担を求めており、吉川町の場合は農家住宅が多い関係から、住宅を1単位として固定の金額を設定いたしております。

よって、このように両市町の取り扱いに相違がございます。したがいまして、合併後5年を目処に三木市の制度に統一をしようとするものでございます。

次に84ページをお開きいただきたいと思います。

3の使用料でございますが、下水道事業の使用料につきましては、基本使用料、従量使用料について、それぞれ料金に差がございます。料金の差はありますが、余り大きくございませんので、この際、使用料につきましては、合併時に三木市の制度に統一をし、事業推進を図ろうとするものでございます。

次に85ページでございます。

4番の水洗便所等改造資金融資あっせん制度についてでございますけども、貸付限度額や利子補給において相違がございますが、吉川町では当初の推進目標もおおむね達成をされておりますので、合併後の平成18年度から三木市の制度に統一しようとするものでございます。

ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給につきましては、返済終了までしようとするものでございます。

86ページには料金比較表を、また87ページには関係法令、また88ページには下水道の種類について、また89、90ページには先進事例をそれぞれ掲載いたしております。

以上で、今回の提案事項5件につきまして一応説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、提案第37号でございます。

提案第37号でございますけども、新市建設計画について、別添のとおり提案をするといたしてございます。

この新市建設計画につきましても、既にお届けをいたしております資料に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

なお、初めに資料の差しかえをお願いいたしております、色刷りでしておりました土地利用・地域別整備の方向性というところの資料でございますけども、色合いに一部不具合がございましたので、差しかえさせていただいております。また、そのところで説明をさせていただきたいと思います。

この新市建設計画につきましては、第3回目の協議会で、その策定方針につきまして協議をいただきまして、ご承認をいただいているものでございますけども、市町村の合併の特例に関する法律いわゆる合併特例法によりまして位置づけをされているものでございまして、この合併協議会において作成することとなっております。

特に合併後のまちづくりを進めるに当たりまして、住民福祉の向上や地域の均衡ある発展、また一体性の情勢を図るために望ましい方向や将来図を示す資料となるものでございまして、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。

それでは、本計画の素案について、その概要を説明させていただきたいと思います。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページのところで、その左側には目次を上げておりますけども、この目次に沿って説明をさせていただくわけでございますけども、目次の中で未稿というところもございます。第6章、兵庫県事業の推進について、これにつきましては、まだ事業が明らかになっておりませんので、明らかになった段階で、これにつきましては6章ではなしに、第5章、新市の施策の中にあわせて説明する予定にいたしております。また、第8章の財政計画についても明らかになりました段階でご説明を申し上げます。

それから第1章、序論のはじめにでございますけども、これは一般的に言う計画書の前書きでございますして、これからのこの計画書の合併の必要性なり関係各法の策定の趣旨を述べているものでございます。

2ページでございますけども、ここは三木、吉川それぞれの町の紹介をいたしているものでございます。また、目を通していただきたいと思えます。

次に3ページでございますけども、ここには合併の背景と必要性ということをおきまして、まず3ページにおきましては、三木と吉川のつながりと共通性について、大きな項目といたしまして立地環境に一体性のあること、また、2つには共通の地域資源があること、3つにはまちづくり面での深いつながりがあることを記述いたしておりますして、4ページから5ページにつきましては、合併の必要性について記述をいたしております。

特に4ページのところでは、1番目には本格化する地方分権社会に対応していかなければならないということ、2番目には少子高齢化社会や成熟社会に対応していく必要性、3つ目には日常生活圏の広域化に対する対応、4つ目には都市間競争に対応していくための必要性、5つ目には厳しい財政状況を乗り越えるため合併をすることによって行政組織をスリム化し、行政コストを低減していかなければならないことなど、以上5つの項目について説明をいたしております。

次6ページでございますけども、ここにつきましては3ページから6ページまで説明をしていたしました合併に向けての、その背景と必要性を図で示しております。互いの共通課題を乗り越える必要性を説明いたしているものでございます。

次に7ページにおきましては、新市建設計画の策定方針ということでございますけども、この策定方針につきましては、第3回目の協議会で協議をいただきまして、その内容について確認をいただ

いているものでございます。

序論といたしましては、今申し上げました1ページから8ページまでとなっております。

続きまして、第2章にございまして、これは新市の概要についてということでございます。この9ページにおきましては、新市の位置ということで、兵庫県内での両市町の位置、また面積とか隣接する市町、さらには地域の道路交通網の状況をしております。

10ページでございますけれども、ここは新市の地形・地理ということで、それと三木市・吉川町の経緯ということをして上げております。目を通していただければと思っております。

次に11ページにつきましては、新市の人口動態をあらわしております。現在の人口の状況、三木市、吉川町の現人口の状況、また、その下には将来推計というものを上げておまして、ますます少子高齢化が進んでいくというものを上げてございます。

次に12ページにつきましても、その将来推計を図示したものでございます。それから新市の世帯動態につきまして書いておりますけれども、これは人口が横並び、また減少になりますけれども、世帯については増加をするということになるというものでございます。

13ページ、14ページでございますけれども、これは新市の産業・経済動向を説明いたしておまして、三木市の金物産業、吉川町の酒米、山田錦等の両市町の主な産業、資源、収穫資源と両市町の産業分野別の就業人口、また産業分野別の市町内総生産額の推移を示しております。

15ページにつきましては、両市町のまちづくりビジョンということで、それぞれ現在持っております総合計画の柱立てを比較いたしまして、共通のテーマの位置づけを示しているものでございます。

三木市の総合計画におきましては、やすらぎのふるさとガーデンシティみきとして、すべての市民が共生し、市民の参画による活力あるまちづくりをめざしてということをして将来都市像といたしまし

て、その柱立てで構成をいたしております。

また、吉川町の総合計画におきましては、緑豊かな交流と想像のまち吉川町といたしまして、ひと・自然・暮らしが調和した生活空間の想像を将来都市像といたしまして、7つの柱立ての構成となっております。

16ページにつきましては、三木市、吉川町それぞれの公共施設の状況を説明させていただいております、教育・文化、保健・医療・福祉及び基盤整備ごとに分けて、その整備状況をあらわしております。

17ページ、18ページにつきましては、両市町の財政状況について説明をいたしておりますけれども、今後のこの財政計画につきまして内容が明らかになってまいりますと、今後の協議会で提案させていただきたく思っております。

次に第3章でございますけれども、住民アンケートの調査結果ということを上げております。

19ページから20ページにかけて上げておりますけれども、これにつきましては、先般実施をいたしましたアンケート調査の結果からそれぞれ重要な項目について記載をいたしております。アンケートの詳細な調査結果につきましては、これも第3回目の協議会、また4回目の協議会でご報告を申し上げたとおりでございます。

次に21ページの方に移らせていただきます。

第4章、新市建設の基本方針ということでございまして、この計画を策定する前提条件、また将来の都市像、新市の基本方針、また吉川町域だけの基本方針なり、将来の土地利用計画の5つに分けて、その基本方針を載せてございます。

まず21ページでは、1の前提条件としてお互いが抱える行政課題をともに解決し、乗り越えていくことを趣旨といたしております、本計画の策定に当たっては、三木市・吉川町の全域を対象として合併後のまちづくりの基本方針を示しておるものでございます。

同じく2の新市の将来像としましては、1として参画と共生のまちづくり、2、安全で快適なまちづくり、3、いきいきと活力あるまちづくり、4、人と文化を育むまちづくり、5、やすらぎと安心のまちづくりを新市の将来目標として、これらの将来像を達成するための目標を定めておるものでございます。

22ページの方に移らせていただきまして、これは3として新市建設の基本方針といたしまして、新市の将来像、目標を達成していくための基本方針を定めておるものでございまして、基本方針につきましては大きく3つの柱から構成をいたしております。

まず22ページでは、1つ目の柱として定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくりとして、だれもが快適で安心していつまでも住み続けたいと思うようなまちづくりを進めることといたしております。このことにつきましては、三木市、吉川町の共通課題として人口減少や少子高齢化対策、防災、防犯対策などがアンケート調査などからも重要な課題となっている点から、定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくりを第1番目の方針といたしております。

次23ページでは、2つ目の柱といたしまして、人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくりとして、地域資源、地域の特色を生かしながら各地域の独自性を生かしたまちづくりを進めようとするものでございます。

24ページをお開きいただきますと、3つ目の柱として、次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくりを上げております。三木市、吉川町におきましては、今後とも厳しい財政状況が予測されるわけでございますが、財政状況の悪化を理由に住民サービスが低下をするようなことがないように合併によるスケールメリットを十分生かしながら行財政運営の高度化、効率化を図っていこうとするものでございます。

次の25ページにおきましては、これらの3つの柱を総括して、合併10年後にだれもが合併してよかったと実感できるまちづくり

を進めていこうとするものでございます。

次の26ページでございますけども、4として吉川町域のまちづくりの方針ということで、吉川町域のまちづくりについて記載をいたしております。特に今回の合併により吉川町の制度、仕組みが変わっていくことが予測されます。このようなことから、吉川町域が合併後、新市の地域としてどのような役割を果たしていくのかということについて記載をいたしております。吉川町におきましては、山田錦を初めとする地域資源が豊富であり、また、豊かな里山などの資源を十分に生かしながら、新市の東の玄関口として、また、定住環境や都心魅力の向上を目標としたまちづくりを推進していこうとするものでございます。

また、2番目のまちづくりの方向性といたしまして、特に吉川町ではC I計画のように地域の緑地的な取り組みがなされてきましたが、新市発足後も大切にしながら、吉川町域の個性や独自性を醸成させていくことといたしております。

27ページでは土地利用・地域別整備の方向性としてございますけども、先ほども言いましたように一部色ぐあいが悪い点もございましたので差しかえをさせていただいたものでございます。それをごらんになっていただきながら、ご説明させていただきたいと思っております。

ここでは、土地利用では地域別整備の方向性について、現在の両市町の土地利用状況をもとに新たな南北交流軸を設定いたしまして、広域的な交流の基盤整備を進めるとともに、田園生活、緑と憩いの交流エリアとして、特に吉川地域については地域文化想像拠点として、地域核の位置づけをしながら将来の土地利用を進めていこうと考えております。

また、土地利用や地域整備については、新市後も十分に協議を重ねていただき、都市計画区域の変更など具体化していく必要があるものと考えております。

次の28ページにつきましては、これらのエリアの拠点の整備の方向性をそれぞれ説明させていただいております。

次に第5章でございます。

新市の施策ということで、29ページ以降になりますけども、この新市の施策として新しい市の基本方針に基づき、具体的な目標を立てて新市のまちづくりに取り組んでいこうとするものでございます。

まず29ページにつきましては、新市の主要施策の目標ごとに体系的にまとめたものでございまして、新市の主要施策については6つの柱に分けております。

この後は各項目ごとに次のページから解説をさせていただきます。

まず30ページ、31ページでございますけども、1番として参画と共生のまちづくりとして、市民と行政の適切な役割分担による協働社会の構築を要するというものでございます。

特にこの項では市民と行政がお互いの情報を共有しながらお互いに物事を考えていこう、そしてお互いに物事に取り組んでいこうという考えのもとに市民が活動しやすい環境整備をしていこうとするものでございます。

また、我々の生活の中であらゆる場を通して人権尊重のまちづくりや国際交流を推進しながら、住みやすいまちづくりに努めていこうとするものでございます。

次の31ページには主な施策事業として、1つはコミュニティ基盤を整備し、市民主体のまちづくりを進める、2つには人権を尊重されるまちをつくるということ、3つは市民の交流を促進するとともに、国際理解を推進するという3つの施策をもとに主な事業を掲げてございます。

次に32、33ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは(2)で安全で快適なまちづくりとして、道路交通手

段の整備や環境問題、防犯、防災及び情報基盤の整備などについて方向性を示しながら、主な事業を上げております。

まず32ページでは、1つに安全・快適に移動できるまちをつくるということを目指して、公共交通網の整備や道路網の整備を推進していこうとするものでございます。

また、2の生活環境を保全し、美しく快適なまちをつくるということを目指して、環境保全、リサイクル、ごみ、下水道などの整備を推進していかなければならない必要性について上げております。

33ページでは、3といたしまして、災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちを構築していくことの必要性を、住民みずからの自助、共助の体制をつくりやすいような仕組みづくりを推進していこうとするものでございます。

また、4といたしましては、まちづくりにだれもが使いやすく分かりやすいデザインを取り入れること。

5としまして、様々な情報を日常生活に生かすために情報通信システムを構築していくことにより、市民の快適な生活空間を整備していくことも重要な制度といたしております。

34ページにつきましては、これらのことについての施策と主な事業を列記させていただいております。

35、36ページにおきましては、(3)いきいきと活力あるまちづくりとして、産業・経済の施策についての方針を解説いたしております。

三木市、吉川町における主な産業は、金物や農業、そして豊かな自然を利用した集客施設やゴルフ場がございます。

35ページのところでは、1として、農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を推進し、農業基盤の整備を推進していこうとしております。また、2として商工業の振興策としては「金物のまち」を発展させていきながら、新たな産業を育成し、雇用を確保するといったしております。また、新殖産の振興を推進するとともに、企業誘

致を促進するほか、既存の地域産業や大学とも連携しながら地域経済の活性化を図ろうとするものでございます。

また、豊かな自然を利用した施設の有効利用や情報発信によりまして、4として観光でにぎわうまちを築いていこうとするものでございます。

36ページにつきましては、これらの主な施策と事業について列記をいたしております。

次に37ページでございますけども、(4)として人と文化を育むまちづくりとして、教育・文化・生きがいづくりについて方向性を示しております。

まず教育につきましては、1として学校・家庭・地域が一体となって教育環境を整えていくことを前提に各種団体とのネットワークや相談事業を充実させるとともに、教育環境の整備を推進していこうとするものでございます。

また、生きがい対策としまして、2として市民の生きがいを高めるため、一人でも多くの市民が地域での活動を通して生きがいづくりができるような場の整備を推進するとともに、機会の提供を充実させていこうとしております。

さらに3では、郷土の歴史、伝統文化を継承発展させるため、貴重な歴史資源や文化財の保護に取り組んでいこうとするものでございます。

38ページにつきましては、これは施策と主な事業を列記いたしております。

39ページ、40ページにつきましては、(5)やすらぎと安心のまちづくりとして、健康・医療・福祉の分野について記載をいたしております。

三木市、吉川町におきましても急速な高齢化が進展しておりますが、市民一人一人がいつまでも健康で生き生きとした生活を送れるよう環境整備していくことがまちづくりの基本でございます。ま

た、少子化が進む中では、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進していくことも重要な政策であると思われます。

このような状況のもとで、新市においては、1として市民の健康を維持、増進することや、2として高度で良質な地域医療を提供すること、3として全ての市民の自立助長を支援すること、4として安心して産み育てられる環境づくりを推進するとともに、市民ニーズに応じた各種サービスの充実に努めていこうとするものでございます。

40ページにつきましては、これらの施策と主な事業を列記いたしております。

41ページにつきましては、(6)として計画の実現に向けた行財政運営・市民サービスといたしまして、その1つとして基礎的な市民サービスを維持、向上させることや、2つとして効果的、効率的で市民志向の行政運営を進めていこうとしております。

合併によりスケールメリットは期待されますが、その効果だけでなく、今以上に行財政改革を推進し、健全な財政運営を推進していこうとしております。

また一方では、行財政改革の推進によって住民サービスが低下することがないように長期ビジョンを明確化するとともに、施策の重点化や効率化を図り、効果的な組織体制を構築していくことといたしております。

下の段につきましては、これらの施策と主な事業を列記いたしております。

次に42ページのところでございますけども、第7章として公的施設の適正配置と整備と題しまして、今後の公共施設の整備と適正配置についての考え方といたしまして、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性に配慮しつつ、地域の特性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら計画を進めていくことを基本とすることも示してございます。

<p>加古議長</p>	<p>以上、時間の都合上、非常にはしょって説明させていただきましたが、これは本計画の策定につきましては、事業推進する上で兵庫県との協議が必要となってまいります。したがって、今後、兵庫県との協議において調整すべき箇所が出てくることはあるかもわかりませんが、ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきたいと思います。</p> <p>一気に提案事項の説明をさせていただきました。</p> <p>提案事項につきましては、事務組合なり保健、農林水産業、水道、下水、それにあわせて新市計画素案まで説明させていただいたわけでございます。</p> <p>これ全部、また次の機会までにご一読いただきまして、また、ご提案、ご協議をいただくわけでございますが、今ご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。</p>
<p>田中委員</p>	<p>質問ではないんですけども、私は今皆さんにお願いしておきたいなと思うことがございますので、提案させていただきたいと、かように思うところでございます。</p> <p>最後の新市計画ということなんですけども、新市計画で一番考えておかなければならないということは、あくまでも合併してよかったということのできるまちづくりをすることであると、こう思っております。</p> <p>その中で、新市計画というものにつきましては、今合併してやらなければならないということと、それから将来計画、将来構想に基づいて考えるということ、周囲を取り巻く現況がどういう状態にあるかということをしっかり把握していく必要があると思うんです。</p> <p>そして、きょうのこの合併に関しまして、私は吉川町の合併特別委員会の委員長をさせていただいて、いろいろと町民の皆さんの声を聞いてきたわけでありまして、こういう言い方をすると三木市の方におしかりを受けるかもわかりませんが、吉川町では三木か、三田かということで、非常に揺れ動きました。</p>

その一番大きな原因と言えば、やはり地理的条件、そういうものにあったように思います。その一番大きなことが、三田市へは6本の道路が入っています。三木市へは細い道が2本あるだけなんです。厳密に言うならば、細川で一つになりますので、三木市へは1本しか道がございません。やはり三木市と吉川町が合併する場合、まちづくりはどうかということが一番問題になったと思います。

三田市のまちづくりは、恐らく大阪、東京方面を向けてまちづくりをすれば、幾ら今便利であってもまちづくりは宝塚方面へ向けてのまちづくりであろう。また、三木市と合併した場合、今すっぽこだにという感じもある。しかしながら、やはり三木市の合併も東京方面へ向けての合併になるんじゃないだろうか。神戸、大阪方面へ向けてのまちづくり、そういうふうなことが進められてくると思います。

そういう場合に、やはり吉川町と三木市が合併した場合には、主幹道路となる一つの大きな道路計画を県へ示していただきたい、こういうふうに思うわけであります。

また、私も議員をさせてもらっている関係上、三木市もいろいろ討議してもらい、勉強させてもらいました。今、情報公園都市とか震災公園都市とかあって、そして西神方面へ向けての立派な道路がついています。高速道路は頭の上を走っています。しかしながら、この高速道路たるや、これは淡路へ行く道であって、神戸へ入る道はないんです。山陽高速は走っていても、それはあくまでも神戸の北側を走っている道にしかすぎません。

そして、今からの時代は、私は空の時代である、こういうふうに思っています。事実、神戸には新しく空港ができます。湾岸道路を通じての関西空港、そこへの道路もあります。三木市と吉川が合併すれば、神戸市の北側を完全に包囲したことになっています。

こういう中で、やはり三木から神戸への高速道路というものの計画をこれから先、町を挙げてお願いしていく形をとっていくべき

加古議長

ではないだろうか。

吉川で先般、ここにも県民局長さんいてくださっていますけども、北播磨まちづくりフォーラムというものがございました。私はそれに参加させていただきました。そして、今言ったことを質問いたしました。知事さんが直接答弁に立ってくださいました。神戸空港からポートアイランドまでは橋で渡る。既に工事を着工している。そして、ポートアイランドから新神戸駅までの道路計画はできております。ただ、阪急電車の下を抜けるときには一番難工事なんですと。新神戸駅から、それから先については宿題にさせてください、こういうことでした。六甲トンネルがありませんと言われなかった。だから、あのトンネルで満足されてないと私は解釈しました。そういう事実もございます。

ですから、このまちづくり計画というもの、これは今現在のことだけを考えるのではなくて、将来的に三木市の将来をしっかりと踏まえた中での歩みをしていただきたい、こういうふうをお願いするものでございます。

長い間しゃべりました。どうぞよろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。

これはおっしゃるとおり、そういうふうになっていかならんものだと思っております。そういうことから考えますと、今三木市も50年前に三木市ができて今日の三木市になりました。また吉川町も、50年前に吉川町ができて現在の吉川町ができ、本当に立派な町になっておると、このように思っております。

そのようなことを考えましたら、今三木市と吉川町が一緒になって、今から50年先には、今ご指摘のように、もう空の時代、陸の時代、海の時代が満足できるような時代になるだろう。これをお互いに夢見て新市計画はつくっていく必要があるかなと、こう思いますので、計画としては5年、10年というきわみはございますが、今日まで三木市が、吉川町が50年歩いてきた、この歴史を振り返

西田委員

り、実績を見たときには、本当に50年先の町というものは、またまた立派なものになるんだろうと、こういうふうなことで、それに僕が現在の中で夢見ながら頑張ったらいいいじゃないかと、こう思いますので、今のご意見十分お互いに努力していく課題であると、こう思っております。よろしくお願いいいたします。

ほかにございませんか。

青山の西田です。

今いろいろとご提案たくさん聞いて、農業の問題とか下水の問題、水の問題、理解できないところたくさんあるんですけども、数字的なものをいいますと、水道代が三木よりか吉川さんの方が大分高かったりとか、下水の方が、大分吉川さんの方が高かったりとか、合併になった場合に同じ市民において水道代とか下水代がかかってきている。そのうち、将来的にどのような対応を考えると、三木市のこの7月、8月から水道代が上がるとかいうように聞いております。

このようなお金の問題とか、財政の問題とかをたくさん検討するように、この中にもうたわれております。先ほどの借地の土地の解消の問題についても、それぞれ皆さんから意見なり、吉川さんからの意見が、思いがあって発言されておりますけども、将来的に合併に向けて、財政なら財政を検討するプロジェクトを事務局なり協議会の中において、三木の委員と吉川さんの委員さんが一緒になって借地の問題なんかに取り組んでいくと、交渉していくというようなプロジェクトを組んで前向きに強く取り組んでいかなかったら、今までの流れの中で交渉していったんでは、なかなかこういう30年も50年もこのような形できたというような問題は解決しないんじゃないか。

今回の合併を節目にプロジェクトを組んで、本当に真剣にやっただいていただいていると思うんですが、かなり前向きに取り組んでいただくように要望をしておきたいなというように思いますので、よ

加古議長

ろしくお願いします。

ありがとうございます。そのとおりだと思います。

水道料金の三木市の値上げにつきましては、先日、神戸新聞でかんと出ました。これは議会の委員会での発言の中から出てきたわけですが、そのように三木市にとりましても現実に年間、ここ3年ぐらい1億円に近い赤字を出し、まだ1億円程度に近い赤字を背負って進めなければならないと、こういうような現実があるわけですので、これは何とか解消しながら努力せなならんなど。

そこで三木市の赤字の、何が赤字の原因だと言われたら、もう皆さん高いから水飲んでないんやいう、使ってないんやという、こういう一つの現実は非常に多いわけですが、それでも現実は水道の、このようにペットボトル120円出して飲まなならんという、こういう現実があるわけですので、水道の1億円に近い赤字については、とりあえず三木市として来年1年かけて考えというか、ことしから来年にかけて考えていただく機会になるうかと、こういうように思っております。

まだ何も提案もしとれへんし、考えてない。ところが、考えるについては、10%を言えば10円か十二、三円ということになりますので、そのぐらいの願いは、1トン当たりお願いせならんと。それでまた、どうしても三木市もお金は水道部も持っておりますので、足らんとところはカバーするような基金も使わせていただく。

また、今提案させていただきましたように、吉川町についても一緒になるということで、水道料金のために10億円持ってくると、こういうことになっておりますので、その10億円と三木市と吉川町と一緒になったスケールメリットを十分活用しながら、そしていろんな経費の抑制も図りながら統一した料金で進めさせていただこう、こういうように提案を、このたびさせていただいたわけですので、この点につきましても、また機会あるごとにご理解あるご協力をいただければありがたい、このように存じます。

澤田幹事長

大変貴重なご提言ありがとうございました。

使用料の問題につきましては、解消のために、ご提案いただきましたように非常に努力せねならん問題ですので、また、よろしくお願いいいたします。

それでは幹事長として、今ご意見いただきましたこと、議長の方も十分それを踏まえるということでございますが、誤解があったらいけませんので、一言だけ申し上げたいと思います。

まず、この新市建設計画につきましては、合併特例法に基づきまして10年間で想定したものであるという前提がございます。それから長期にわたっての将来をどうするかということも展望が必要かと思えますけども、実際の対応できる事業については特例法措置を、いかにそれを取り入れて新市計画、両市町が今後発展ができるまちづくりの基礎をつくるか、こういうことでございます。

当然、今それぞれ両市町で総合計画を持っておりますけども、総合計画は基本構想と基本計画にのっとり、基本構想につきましては長期ビジョンでございまして、非常に長い10年を超える20年、30年の構想でございます。

したがって、この新市建設計画は当然のこととして、今後策定をしなければならない三木市の総合計画、もちろん吉川町も含めたものの土台になるものでございますので、そこでは今言われましたようなことをもっと真剣に考えを取り入れたものになろうと思えますけども、これはこの中にも書いておりますので、10年間という、特例措置が10年でございますので、それにあわせているという点もございまして、誤解をいただかないように努めをしたいと思えます。

また、西田委員さんの財政計画、これは当然でございまして、ここではまた未定稿になっておりますけども、財政計画を踏まえた10年間の計画でなければ、単に絵にかいたもちだけをここにあらわすことは適当ではないという考え方でございまして、そういう

<p>加古議長</p>	<p>ものも今後、基本方針には提示をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p>ないようでしたら、本日の協議会はこのあたりでお開きと、このようにさせていただき、次の委員会までに十分とご熟読いただきながら、またご検討いただきながら決定をしていただければありがたいと存じます。</p> <p>お開きにさせていただいて、よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、日程を連絡させていただきますので、お願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、最後少し時間をいただきまして、今後の日程につきまして確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>次第のところは5番目、その他のところで上げておりますけども、次回第7回目の協議会につきましては、9月2日木曜日、午後1時30分から、この三木市教育センターの方で開催をさせていただきたいと思います。</p> <p>なお、第8回目につきましては、9月27日月曜日、午後1時半から吉川町さんの方でお願いをいたしたいと思います。また、第9回目につきましては、10月14日、木曜日の日、これは追加でお願いをしたいと考えておりますので、この日、委員さんの方出席方よろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>以上、当面の協議会の日程は以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>加古議長 岩波副会長</p>	<p>閉会のあいさつ、どうぞ。</p> <p>どうも長時間ありがとうございました。</p> <p>活発なご議論をいただきまして、住民説明会を含めた7つの協議事項につきまして原案のとおりご承認をいただきました。厚くお礼を申し上げます。</p>

また、提案事項につきましても最も大事な新市建設計画、次の9月2日以降、ご協議をいただきたいと思います。

6回目を終了いたしまして、協議会としては大方半分ぐらい過ぎたかな、こういう思いでございますが、9月2日以降、非常に重要な内容が含まれておりますし、9月、10月と2回ずつ開催をさせていただくということで、本当に忙しいところ委員の皆さんにご足労いただくこととなりますが、特に新市計画等につきましては十分ご研究をいただきまして、高所からのご判断を、お考えを持って、また次の9月2日以降、協議をいただけたらありがたい、このように考えます。

それでは、きょうのお礼を申し上げて、会議を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会 午後4時37分